特別清算終結

平成２２年（ヒ）第３０２５号
大阪市淀川区西中島７丁目１番５号
清算株式会社　ジェイアンドジェイ株式会社
１　決定年月日　平成23年１月14日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（ヒ）第２３号
福岡市中央区渡辺通２丁目９番31号
清算株式会社　株式会社都市未来ふくおか
１　決定年月日　平成23年１月18日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
福岡地方裁判所第４民事部

特別清算協定認可

平成２２年（ヒ）第５０３号
福島市新町２番11号
清算株式会社　株式会社スタートアップ
代表清算人　今泉千惠子
１　決定年月日　平成23年１月17日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　配当弁済
清算株式会社は、下記の協定債権者に対し、本協定の認可決定が確定した日から１か月以内に、協定確定日に清算株式会社が有している現預金総額から清算手続費用、租税公課、その他の共益的債権及び優先的債権を控除した残額を返済原資として各協定債権者につき以下の債権額に応じて按分して弁済する。
記
⑴　株式会社常陽銀行　578,779,039円
⑵　株式会社日本政策投資銀行　448,247,539円
⑶　株式会社東邦銀行　398,858,368円
２　債務免除
各協定債権者は、前項の規定による弁済を受けたときは、清算株式会社に対して有するその余の一切の債権（各協定債権額から各弁済額を控除した残債権及び利息・損害金債権を含むがこれに限らない）につき、その債務を免除する。
３　弁済方法
本協定に基づく弁済は、振込送金の方法によるものとし、各協定債権者が別途指定する送金口座に、第１項記載の配当弁済期間内に清算株式会社の送金手数料負担で振り込んで支払う。なお、各協定債権者は清算株式会社に対し、第１項記載の配当弁済期間満了日の１週間前までに送金口座を文書で連絡するものとし、同日までに送金口座の連絡のなかった協定債権者の配当弁済金については、清算株式会社は法務局に供託する。
４　追加配当
第１項の配当弁済の後、清算株式会社に清算結了前に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、第１項記載の各協定債権額の割合に応じて弁済する。この場合においては、各協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
福島地方裁判所第１民事部

保全管理命令

平成２２年（再）第１０号
札幌市豊平区豊平１条13丁目１番15号
再生債務者　丸三一晃建設株式会社
１　主文　破産手続開始の決定があるまでの間、再生債務者の財産に関し、保全管理人による管理を命ずる。
２　保全管理人　札幌市中央区大通西10丁目　南大通ビル９階　長田法律事務所　弁護士　長田正寛
平成23年１月18日
札幌地方裁判所民事第４部

再生手続開始

平成２２年（再）第３号
京都府南丹市園部町大河内小米阪１番地17
再生債務者　阿龍山瑞専寺
１　決定年月日時　平成23年１月18日午前10時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月22日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成23年３月22日から平成23年４月１日まで
京都地方裁判所第５民事部

決議に付する決定及び債権者集会招集

平成２２年（再）第２号
神戸市中央区波止場町５番４号
再生債務者　株式会社Ｋｉｓｓ－ＦＭ　ＫＯＢＥ
１　決議に付する再生計画案　平成22年11月30日付け再生債務者提出の再生計画案
２　債権者集会
⑴　期日　平成23年２月21日午後２時
⑵　会議の目的　再生計画案の決議
３　議決権不統一行使の通知期限　平成23年２月14日
平成23年１月17日
神戸地方裁判所第３民事部

再生手続終結

平成１９年（再）第１号
岐阜県関市上白金584番地の１
再生債務者　有限会社百年
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年が経過した。
平成23年１月18日　岐阜地方裁判所

平成１６年（再）第１０号
大阪市北区曽根崎新地２丁目２番16号
再生債務者　株式会社三津富
１　主文　本件再生手続を終結する。
２　理由の要旨　再生計画の遂行
平成23年１月14日
大阪地方裁判所第６民事部

再生手続廃止

平成２２年（再）第１０号
札幌市豊平区豊平１条13丁目１番15号
再生債務者　丸三一晃建設株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条１号に定める事由がある。
平成23年１月18日
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（再）第２号
福岡市博多区東比恵３丁目８番１号
再生債務者　松徳産業株式会社
１　主文　本件再生手続を廃止する。
２　理由の要旨　本件再生手続には、民事再生法191条３号に定める事由がある。
平成23年１月18日
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

小規模個人再生による再生手続開始

平成２２年（再イ）第６９号
岡山県笠岡市北木島町9768番地39
再生債務者　近藤　誠司
１　決定年月日時　平成23年１月18日午後３時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月８日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月22日から平成23年３月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部

平成２２年（再イ）第３４８号
埼玉県新座市石神１丁目９番22号　貫井コーポＢ棟103号室
再生債務者　安達　肇
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月23日から平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第３５３号
さいたま市見沼区大字南中野357番地５
再生債務者　木村　幸倫
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月23日から平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所第３民事部

平成２２年（再イ）第１２６号
埼玉県越谷市宮本町４丁目18番地８
再生債務者　井上　修
１　決定年月日時　平成23年１月19日午後５時
２　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成23年２月９日まで
４　一般異議申述期間　平成23年２月23日から平成23年３月２日まで
さいたま地方裁判所越谷支部再生係